

福井県

県税の課税免除および不均一課税について

令和6年4月1日現在

■対象地域

產業振興促進区域（過疎法）

過疎地域に該当する市町が策定する市町村計画に記載された区域

過疎地域に該当する市町	適用対象期間
○公示日：令和3年4月1日 福井市（旧美山町、旧越廻村に限る。）、大野市、池田町、南越前町、越前町（旧越前町に限る。）	公示日から 令和9年 3月31日まで
○公示日：令和4年4月1日 勝山市、あわら市（旧芦原町に限る。）、永平寺町（旧上志比村に限る。）、若狭町（旧三方町に限る。）	（過疎地域に該当しないこととなる場合には、該当しないこととなる日まで）

産業振興促進区域内における設備投資が対象です

※市町村計画については、該当市町にお問い合わせください。

促進区域（地域未来投資促進法）

促進区域	適用対象期間
全市町	平成 29 年 9 月 29 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

* ただし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）第13条の規定により地域経済牽引事業計画について、県の承認（地域未来投資促進法第14条の規定による変更の承認を含む。）および法第25条の規定により国の確認を受け、その計画に掲げる対象施設の用に供する設備の新設・増設をした場合に限りります。

地方活力向上地域（地域再生法）

市町名	地域再生計画	適用対象期間
全市町	福井県地方活力向上 地域特定業務施設整備促進プロジェクト (平成27年10月2日認定・同日公示)	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日から3年以内 (平成27年10月2日から令和8年3月31日までに認定を受けたものに限る。)

※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等については、県成長産業立地課にお問い合わせください。

原子力発電施設等立地地域（原発特措法）

市町名	適用対象期間
敦賀市	
小浜市	
越前市（旧武生市に限る。）	
池田町	
南越前町	令和7年 3月31日まで
越前町（旧越前町に限る。）	
美浜町	
高浜町	
おおい町	
若狭町	

■ 内容

区分		要件					事業税		不動産取得税		大規模償却資産に係る県固定資産税	
		対象とする業種	一の設備の償却資産取得価額の合計額等	備考	租特法適用の有無	青色申告の有無	課税免除・不均一課税ができる期間	課税免除額または不均一課税額	対象となる不動産(課税免除額または不均一課税額)			
									家屋(※2)	土地		
課税免除	地方活力向上地域 (地域再生法) (移転型)	特定業務施設(注7) ・事務所 (下記の8部門のみ) ①調査・企画部門 ②情報処理部門 ③研究開発部門 ④国際事業部門 ⑤その他管理業務部門 ⑥商業事業部門(注8) ⑦情報サービス事業部門 ⑧サービス事業部門(注9)	設備(注10)の取得価額の合計 3,800万円以上	※東京都23区から、従業員および本社機能を移転する必要があります。			個人 設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間	個人 $\left[\text{当該年の所得金額} \times \frac{\text{新增設に係る従業者数}}{\text{県内の従業者数}} \times \text{税率} \right]$ により算出した額を免除する	設備にかかる対象業務の事業の用に直接供する部分	H27.10.2以後に取得し、取得後1年以内に対象業務の事業の用に供する家屋の建設に着手した場合の敷地で、直接対象業務の事業の用に供する部分		
不均一課税	地方活力向上地域 (地域再生法) (拡充型)	特定業務施設(注7) ・事務所 (下記の8部門のみ) ①調査・企画部門 ②情報処理部門 ③研究開発部門 ④国際事業部門 ⑤その他管理業務部門 ⑥商業事業部門(注8) ⑦情報サービス事業部門 ⑧サービス事業部門(注9)	設備(注10)の取得価額の合計 3,800万円以上	※事業税については、3大都市圏(首都圏(東京都23区を除く)、中部圏、関西圏)から、従業員および本社機能を移転する必要があります。	否	要	個人 設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間	個人 $\left[\text{当該年の所得金額} \times \frac{\text{新增設に係る従業者数}}{\text{県内の従業者数}} \times \text{税率} \times \frac{1}{10} \right]$ により算出した額を事業税額とする	設備にかかる対象業務の事業の用に直接供する部分	H27.10.2以後に取得し、取得後1年以内に対象業務の事業の用に供する家屋の建設に着手した場合の敷地で、直接対象業務の事業の用に供する部分		
	原子力発電施設等立地地域 (原発特措法)	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	設備(注12)の取得価額の合計額 2,700万円超 增加従業者(注13) 15人超				個人 設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間	個人 $\left[\text{当該年の所得金額} \times \frac{\text{新增設に係る従業者数}}{\text{県内の従業者数}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{通常税率の} \\ \text{初年 } 1/2 \\ \text{第2年 } 3/4 \\ \text{第3年 } 7/8 \end{array} \right\} \right]$ により算出した額を、事業税額とする	設備にかかる対象業種の事業の用に供する部分	取得後1年以内に対象家屋の建設に着手した場合の敷地で、直接対象業種の事業の用に供する部分	不均一課税期間 3年度間	
							法人 設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後3年以内に終了する各事業年度	法人 $\left[\text{当該事業年度の所得} \times \frac{\text{新增設に係る従業者数}}{\text{県内の従業者数}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{通常税率の} \\ \text{初年度 } 1/2 \\ \text{第2年度 } 3/4 \\ \text{第3年度 } 7/8 \end{array} \right\} \right]$ により算出した額を、事業税額とする	不均一課税額 課税標準額 ×税率×1/10	不均一課税額 課税標準額 ×税率×1/10	不均一課税額 課税標準額 ×税率 (初年度 0.14% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%) (倉庫業を除く)	
								※軽減税率適用法人においては、各税率に按分した額				

◎用語の説明

【産業振興促進区域】

(注1) 取得等した設備

建物およびその附属設備、機械および装置等の減価償却資産のうち、対象とする業種の事業の用に直接供されるものに限ります。したがって、土地はもとより、事務所、事務所用備品、乗用自動車等はこれに含みません。

取得等とは、取得または製作もしくは建設をいい、建物およびその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕または模様替をいふ。）のための工事による取得または建設を含みます。（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあっては新設または増設に限ります。）

(注2) 旅館業

課税免除の対象となる旅館業は、旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業および簡易宿所営業であり、下宿営業および風俗関連営業に該当するものは含みません。

(注3) 農林水産物等販売業

産業振興促進区域内の地区において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の者に販売することを目的とする事業をいいます。

(注4) 情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、租税特別措置法施行規則第5条の13第9項第4号に規定する業務および事業をいいます。

【促進区域】

(注5) 家屋・構築物・土地の取得価額の合計額

家屋およびその附属設備、構築物およびその敷地である土地（H29.9.29以後の取得で、取得後1年以内に対象施設の建設に着手した場合における当該土地に限ります。）の取得価額の合計額。

(注6) 農林漁業およびその関連業種

関連業種は次のものです。

・食料品製造業	・家具・装備品製造業	・ゴム製品製造業	・木材・竹材卸売業
・飲料・たばこ・飼料製造業	・パルプ・紙・紙加工品製造業	・各種商品卸売業	・農業用機械器具卸売業
・木材・木製品製造業	・プラスチック製品製造業	・飲食料品卸売業	・家具・建具卸売業

※1 「当該年の所得金額」「当該事業年度の所得」

分割個人および分割法人にあっては、それぞれの分割後の所得金額および所得をいいます。

◎従業者の算定方法

1 従業者の算定基準

それぞれの事務所または事業所の従業員数は、次の基準により算定します。

①事業年度の中途中で新設された場合

$$\frac{\text{新設された日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の末日現在の従業者数} \times \text{事業年度の月数}}$$

②事業年度の中途中で廃止された場合

$$\frac{\text{廃止された月の前月末日現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

③事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合

$$\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}$$

④左記(①②③)以外の場合

$$\frac{\text{事業年度の末日現在の事務所または事業所の従業者数}}{\text{事業年度の月数}}$$

※人数は、1人に満たない端数を生じた場合は1人とし、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。なお、資本金の額または出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍して算定します。

2 取得等（新增設）に係る従業者

取得等（新增設）した設備による事業に直接従事する従業者をいい、当該設備に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含みません。
※取得等（新增設）…産業振興促進区域においては「取得等」（（注1）を参照）、その他の区域・地域においては「新增設」をいいます。

3 県内の従業者数

当該取得等（新增設）された設備ごとに算定した取得等（新增設）にかかる従業者数と、当該取得等（新增設）された設備ごとに算定した取得等（新增設）にかかる従業者以外の者の数、および当該法人または個人が県内に有する他の設備にかかる従業者数（1の算定基準を適用した数）の合計です。

◎課税免除・不均一課税の適用除外

取得等（新增設）した設備の事務所または事業所で大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例等の公害関係法令に違反があった場合は、課税免除および不均一課税の適用がありません。

■課税免除等の手続き

課税免除または不均一課税（税率の軽減）を受ける場合には、申請書および関係書類を下記の期限までに提出してください。

個人事業税	個人事業税の確定申告書の提出期限まで（所得税の確定申告書を提出した場合は、個人事業税申告書の提出をしないので、申請書および添付書類のみ提出してください。）
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限まで
不動産取得税	（法人）工業生産設備等を事業の用に供した日の属する事業年度の事業税の申告書の提出期限まで （個人）工業生産設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで
県固定資産税	固定資産税（償却資産）申告書の提出期限まで

■お問い合わせ

名 称	所 在 地	電 話 番 号
（嶺北地域） 福井県税事務所	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	個人事業税に関すること 法人事業税に関すること 不動産取得税に関すること 0776-21-2512 0776-21-8271 0776-21-8273
（嶺南地域） 嶺南振興局税務部	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2223